

「雑木伐採及び法裾堆積物等除去作業（宝が池公園予定地）」仕様書

1. 件名

雑木伐採及び法裾堆積物等除去作業（宝が池公園予定地）

2. 目的及び概要

宝が池公園予定地（斜面地）における雑木の伐採・処分及び宝が池公園予定地（斜面地）における法留め柵裏の堆積物（枯草・枝葉等）を除去・処分を実施するもの。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年10月16日まで

4. 履行場所

京都市左京区松ヶ崎林山地内（別紙1「箇所図」参照）

5. 作業範囲

別紙1「箇所図」及び別紙2「現況写真」のとおり（写真の赤囲箇所）

6. 作業内容

作業箇所①

- ・ 作業箇所における雑木伐採・集積・積込・運搬・処分を行う。（作業面積：約75m²）
- ・ 雑木伐採については、根株撤去は対象外で、地際で幹を切断する。
- ・ 作業箇所は斜面に位置しているため、安全衛生規則等に基づき、安全に配慮して作業すること。

作業箇所②

- ・ 法留め柵裏側に溜まった堆積物（枯草・枝葉等）の撤去を行う。（作業延長：約20m）

共通事項

- ・ 作業前に発注者と現地立会を行い、作業範囲の確認等を行うこと。
- ・ 作業時間は、隣接地権者との調整により10時～16時までとする。
- ・ また、作業日の1週間前には、作業日程を担当者に連絡すること。

7. 支払条件

作業完了後、作業範囲において適切に作業が履行されたことを確認のうえ、本作業に係る経費を支払う。

8. その他

- ・第三者の往来が予想される箇所においては、作業影響範囲内への立入禁止措置及び誘導員の配置を行うこと。また、注意標識は、視認性の高い場所に設置し、第三者へ注意を促すこと。
- ・飛散防止の措置を行うとともに、周囲への安全の確保に十分留意すること。
- ・受注者の過失等により、第三者及び予定地に損傷を与えたときは、受注者の責任において原状復旧や損害賠償をすること。
- ・各種作業等において、関係法令を遵守すること。
- ・業務の完了後、実施前・実施中・実施後・処分状況の写真及び完了届を提出すること。